

第4章 知的財産に関する意識啓発及び専門人材の育成

知的財産立国を実現するためには、これを支える人材の育成・確保が重要であり、知的財産の保護・活用に係る意識の醸成は今や国民一人一人にとって必要不可欠である。

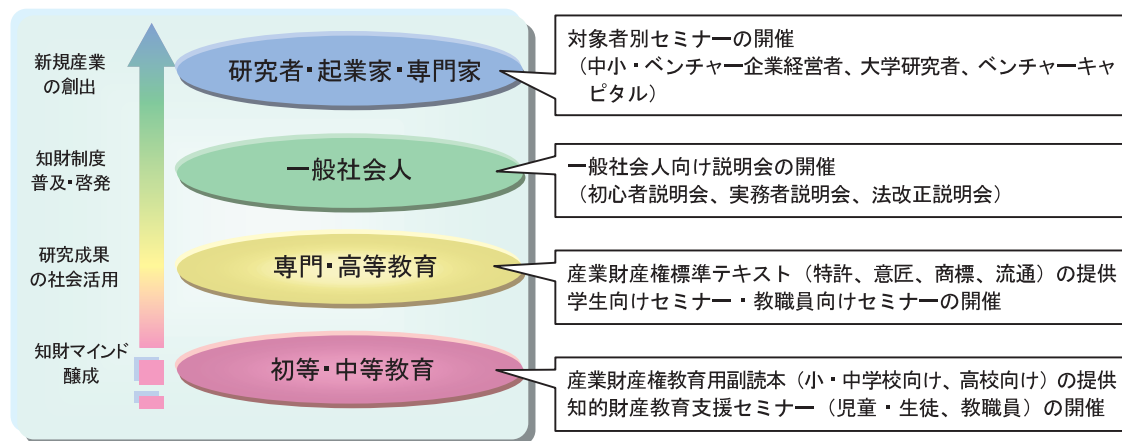
このため、幼少期からの知的財産マインドの醸成、大学等における知的財産制度に明るい人材の育成、大学等の研究者や中小・ベンチャー企業への知的財産制度に対する理解と関心の増進など国民全体の知的財産制度に対する意識の醸成と知識の涵養を高めるための環境整備が重要である。

1. 意識啓発

(1) これまでの取組

特許庁では、一般向けの「知的財産制度説明会」や対象者別の「知的財産制度セミナー」を1998年度から全国各地で開催し、知的財産制度に関する普及・啓発を実施してきた。

一方、知的財産制度に関する実践的知識を備えた人材を育成するため、1998年度から高等・専門教育機関を対象に知的財産に関する知識と基礎実務の習得を目的とした産業財産権標準テキストを提供し、あわせて標準テキスト等教材の活用方法を伝えるための教職員向け講習会や産業財産権標準テキストを使った学生向けのセミナー等を全国各地で開催している。また、知的財産を保護・尊重する意識を学校教育段階から醸成するため、初等・中等教育段階の各年齢層に応じた産業財産権教育用副読本を、学校教育機関を通じて提供するとともに、教職員を対象とした知的財産教育の支援セミナーを全国各地で開催する等知的財産制度の普及や知的財産意識の醸成を図っている。



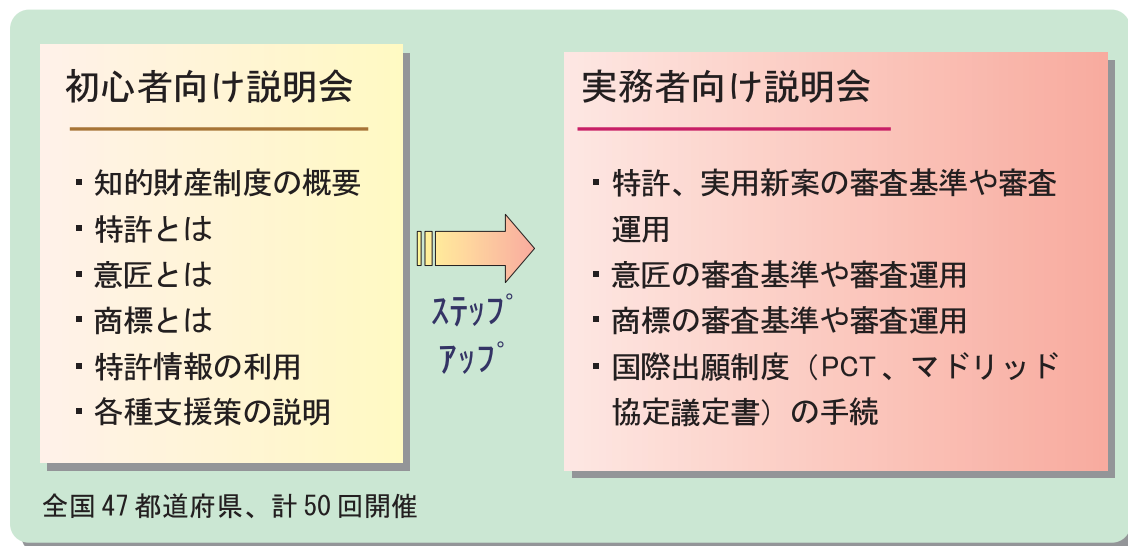
(2) 社会人一般に向けた各種支援事業

国民の知的財産制度の重要性に対する理解と認識を深めるため、受講者（初心者及び実務者）に応じた制度説明会や法律改正等の最新事情に関する説明会を全国各地で開催している。また、大学等の研究者等を対象として、研究成果の権利化の方法やその管理・活用までを説明する「大学・公的研究機関研究者向けセミナー」、中小企業・ベンチャー企業の経営者や研究開発責任者等を対象として、知的財産の戦略的活用方法や技術移転等のライセンス契約等について説明する「中小・ベンチャー向けセミナー」、経営・技術コンサルタントや知的財産権取扱事業者向けの「専門家養成セミナー」を開催している。

一般社会人向け知的財産権制度説明会の開催

国民全体の知的財産権に対する意識の高揚を図るため、受講者（初心者及び実務者）に応じた制度説明会や法律改正等の最新事情に関する説明会を全国各地で開催している。具体的には、産業財産権について新規に学びたい方や新たに企業の知的財産部門等に配属された会社員等を対象に、知的財産制度の基礎的知識が修得できる「初心者向け説明会」（2003年度は全国47都道府県で計50回、約7,700人が参加。）や、日常的に業務で知的財産権に携わっている実務者を対象に、特許審査の運用基準や国際出願の手続等の実務上必要な知識の修得を目的とした「実務者向け説明会」（2003年度は全国14都市、約12,000人が参加。）法改正等の最新の制度改正を内容とした「法改正説明会」（2003年度は全国15都市、約5,900人が参加。）をそれぞれ開催している。

【知的財産権制度説明会の概要】



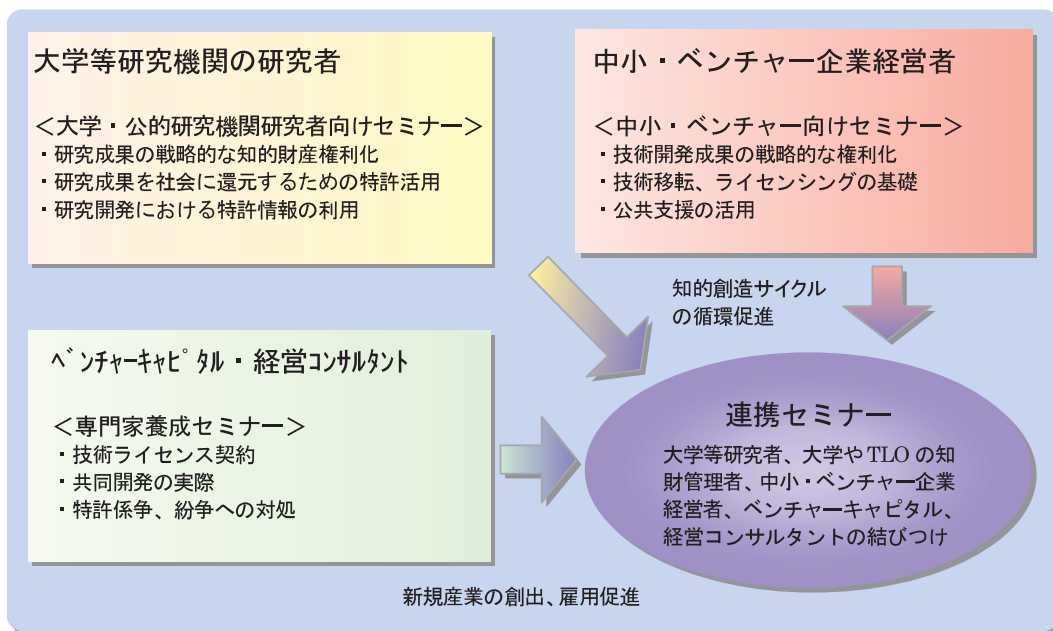
対象者別セミナー

大学等の研究者、中小・ベンチャー企業の経営者、ベンチャーキャピタル、経営・技術コンサルタント等に対し、対象者別に教示する内容をアレンジした、対象者別セミナーを全国で開催している。

- a. 大学・公的研究機関の研究者等を対象に、研究成果の特許化促進を目的として、研究成果を特許明細書として書き下す手法や、権利化による研究成果の社会還元の意味、権利活用について解説する「大学・公的研究機関研究者向けセミナー」を開催している。

- b. 新事業の創出に重要な役割を果たす知的財産権の戦略的な取得と活用の手法について、実際の製品における知的財産権の活用例や、産業財産権情報の戦略的活用方法等を説明する「中小・ベンチャー向けセミナー」を開催している。
- c. 知的財産権の評価方法、特許紛争への対処方法、ライセンス・技術移転の実務等、中小・ベンチャー企業に対し知的財産権の戦略的活用方法等の助言を行う知的財産専門家(ベンチャーキャピタル、経営・技術コンサルタント、中小企業診断士等)の養成・能力向上を目的とした「専門家養成セミナー」を開催している。
- d. 各セミナーの参加者を結びつけ、地域経済の発展へ貢献できるように各人材の交流を目的とした「連携セミナー」を開催している。

【対象者別セミナーの概要】



＜対象者別セミナー用教材の紹介＞

「ビジネス活性化のための知的財産活用」



中小・ベンチャー企業や大学等の研究者等を対象に、研究成果を基にした新規産業の創出を目的として、新事業の創出やビジネスの活性化に欠かせない特許活用、特許戦略の手法について実例を基に解説。大学等におけるビジネス講座、起業家教育等に好適である。

「書いてみよう特許明細書 出してみよう特許出願」



企業や大学等の研究者等を対象に、研究成果を特許明細書として書き下す手法や特許出願手続の流れを具体例に則しながら解説。研究成果を基にした発明の発掘から発明の本質把握までを行う手法について詳細に解説するとともに、特許明細書や特許制度を修得できる演習問題等も掲載している。

「研究開発 活かそう社会に」



大学等における研究成果の社会還元必要性から、産学官連携による産業界への技術移転、特許流通が求められており、このテキストでは権利化された研究成果の技術移転や社会還元にあたっての重要な事項をまとめて解説し、ハンドブックとしている。

知的財産権制度の普及・啓発イベント
発明の日記念行事

「発明の日（4月18日）」記念行事として「知財功労賞表彰式」及び「記念シンポジウム」を赤坂プリンスホテルにて開催。また、各経済産業局等においても、小中学生やその家族を対象とした「発明の日フェア」等を開催し、知的財産権制度の普及・啓発に努めている。

(3) 教育機関に対する各種支援事業

知的財産立国を実現するためには、知的財産を保護・尊重するマインドを小学校の早い段階から醸成し、年齢に応じた知的財産教育を行っていく必要がある。特許庁では、知的財産制度に関する実践的知識を備えた人材を育成するため、1998年度から高等・専門教育機関を対象として、知的財産権に関する正しい知識と基礎実務の習得を目的とした産業財産権標準テキストを提供し、あわせて標準テキスト等教材の活用方法を伝えるための教職員向け講習会や産業財産権標準テキストを使った学生向けのセミナー等を全国各地で開催している。また、知的財産を保護・尊重する意識を学校教育段階から醸成するため、初等・中等教育段階の年齢層に応じた産業財産権教育用副読本を、学校教育機関を通じて提供し、あわせて教職員向けの知的財産教育の支援セミナーを全国各地で開催する等により知的財産教育の普及・定着を図ってきている。

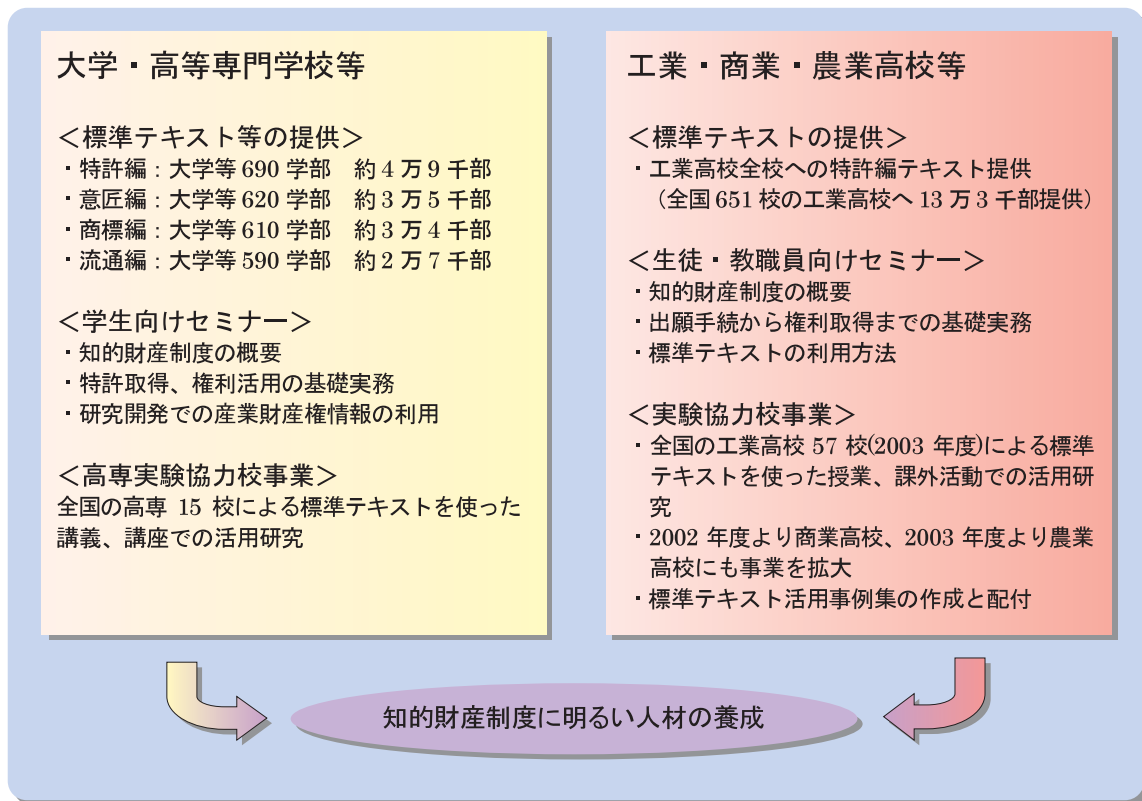
専門教育・高等教育機関へ向けた支援事業

専門教育・高等教育段階では産業財産権の基本的な知識及び実務の修得を目的として、「特許・実用新案」、「意匠」、「商標」及び「技術移転（特許流通）」を紹介した標準テキストを作成し、提供している。

特に、工業高等学校では、2003年度からの新学習指導要領により新設された「工業技術基礎」において産業財産権を扱うこととなったため、混乱を来すことなく速やかに充実した授業が行われるように、教職員に産業財産権制度に関する基礎知識と正しい権利活用を促す支援を展開している。

また、大学や高等専門学校における知的財産関連講座の増加にともない、その教材として標準テキストや対象者別セミナー用教材を適宜提供し、必要に応じて講師を紹介・派遣している。

【専門高校・高等教育機関への支援概要】



a. 産業財産権標準テキスト・対象者別セミナー用テキストの無償提供

専門高校生、工業高等専門学校・大学等の学生を主な対象に、知的創作成果の保護方法等に関する知的財産権制度の基礎的な知識と、出願の方法等の基本的な実務能力、取得した権利を産業界で活用するための応用的な知識を得ることができる4種類の産業財産権標準テキストを作成し、無償で提供している。

＜産業財産権標準テキストの紹介＞

ア)「産業財産権標準テキスト特許編」



工業高校・大学理工系学部等の学生を主な対象として、日常の研究活動の中で生まれるアイデアを特許になる発明として把握し、特許取得までの実務能力を修得できるように、出願書類の作成から権利取得までの基礎的な実務能力を修得することができるよう構成。2003年度は大学等約690学部、専門高校約860校に約22万5千部提供した。

イ)「産業財産権標準テキスト意匠編」



大学デザイン学科等の学生を主な対象として、工業デザインの知的価値を再認識させ、独創的なデザイン創造の大切さと意匠制度に関する実務能力を修得できるよう構成。2003年度は大学等約620学部、専門高校約310校に約6万部提供した。

ウ)「産業財産権標準テキスト商標編」



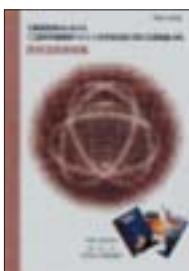
商業高校・大学経営学部等の学生を主な対象として、商品企画等で考え出された商標を登録して活用することの重要性をわかりやすく解説するとともに、企業のブランド戦略などについても記載。登録商標制度に関する知識を修得し、高い実務能力を身につけられるよう構成。2003年度は大学等約610学部、専門高校約310校に約6万1千部提供した。

エ)「産業財産権標準テキスト流通編」



大学高学年から大学院生を主な対象として、知的創造サイクルの中で産業財産権制度が果たす役割や企業における産業財産権の活用、ライセンス契約に関する基礎的な知識を身につけることができるよう構成。2003年度は大学等約590学部、専門高校約300校に約5万部提供した。

b. 産業財産権標準テキストの有効活用に関する実験協力校事業の実施



工業高校では、2003年度からの新学習指導要領において「工業技術基礎」が新設され、その中で「工業所有権を簡単に扱うこと」とされている。

このため、2000年度より、工業高校等の協力の下、学校教育の場において産業財産権教育を実践し活動状況を集計。その集計結果を「事例集」としてまとめ、全国の工業高校に配布し産業財産権教育の在り方についての支援を実施してきた。2003年度は、全国から57校の工業高校、15校の国立高等専門学校、17校の商業高校、7校の農業高校を実験協力校として研究を委託した。

c. 学生向け知的財産セミナー、教職員向け知的財産教育支援セミナーの開催

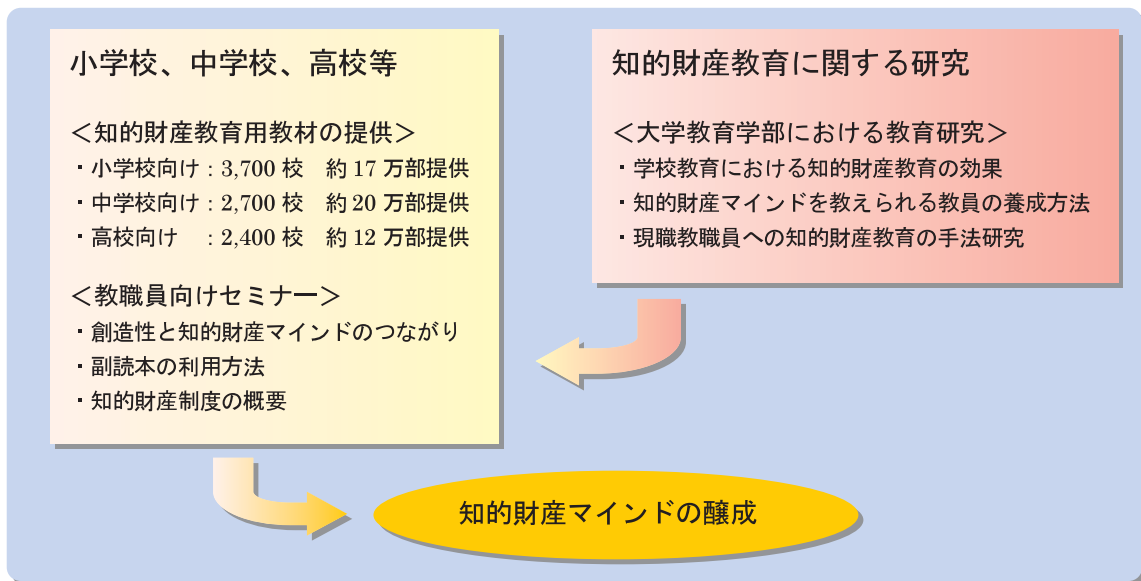
学生に知的財産制度の基礎的な実務能力を習得させるため、標準テキストを利用したセミナーを全国で174回開催した。また、標準テキストの普及とその利用を促進するため、教職員に求められる知的財産権全般の知識を享受する教職員向けセミナーを全国で23回開催した。

初等・中等教育機関へ向けた支援事業

知的財産マインドの醸成のため、幼少期からの各年齢層に応じ策定した副読本を各教育機関等を通じ無償で提供している。また、大学の教育系学部において、知的財産教育について多方面から研究し、学校教育における知的財産教育の効果、知的財産の扱い方、教育者の意識醸成を図る手法等について研究した。その報告を知的財産教育の普及につなげていく予定である。

その他、学校教育機関だけでなく、児童・生徒が参加できる発明等に関わるイベントを開催したり、公立図書館や科学館等に教材を配布するなどきめ細かく対応している。

【初等・中等教育機関への支援概要】



a. 初等・中等教育機関に向けた知的財産教育用教材の無償提供

各年齢層にあわせて知的財産教育用教材を各種取り揃え、全国の小・中学校、高校等の初等・中等教育機関に無償で配布するなど、知的財産教育の支援を実施している。

＜知的財産教育用教材の紹介＞

ア)「あなたが名前をつける本」



小学校高学年以上を対象に、「見つける喜び」、「探す楽しさ」、「考えることの大切さ」を感じさせることにより、発明工夫への興味を高め、個々人の個性や独創的なアイデアを尊重する意識を芽生えさせることを目的とした副読本。2003年度は約3,700校に約17万部を提供した。(A4判・カラー全64頁)

イ)「アイデア活かそう未来へ」



中学生以上を対象に、知的財産権制度の概要及び産業発展と産業財産権の関わりについて、マンガで分かりやすく説明し、知的創造がより豊かな社会を作り上げていくこと、知的財産を保護することの必要性について学んでもらうことを目的とした副読本。2003年度は約2,700校に約20万部を提供した。(B5判・カラー全68頁)

ウ)「特許から見た産業発展史」



高校生以上を対象に、明治時代の近代日本創生から現代のプロパテント時代まで、日本の産業発展に特許制度が果たした役割を分かりやすく解説し、我が国の歴史から産業発展と特許制度の関係を学んでもらうことを目的とした副読本。2003年度は約2,400校に約12万部を提供した。(A4判・カラー全80頁)

<マルチメディア教材の紹介>

CD-ROM教材「発明ってなんだ？」



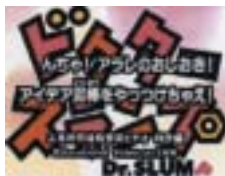
発明と特許に関するデータベース的なソフトウェア。今までどのようなものが発明されてきたのか、誰が発明したのか、仕組みはどうなっているのか等を、子どもが興味ある項目から自由に選択できる教材。

CD-ROM教材「特許ってなんだ？」



子ども自身がアイデアについて考え、調べ、創造することを促進するソフトウェア。なぜアイデアを勝手に盗んではいけないのかをショートストーリーを通して示すことで、特許とは何かを分かりやすく解説している。

ビデオ教材「ドクターランプ んちゃ！あられのおしおき！ アイデア泥棒をやっつけちゃえ！」



物語の中に発明と特許制度のポイントが織り込まれ、アラレちゃんの活躍を楽しみながら、特許について自然に理解が深められるよう構成されている。

ビデオ教材「がんばれ！コボちゃん牛乳」



商標の意味と役割、品質を守る生産者の努力など、商標に関する知識についてわかりやすく解説した物語。

b. 児童・生徒向け知的財産意識醸成セミナー、教職員向け知的財産教育支援セミナーの開催

小中学生の発明・工夫への興味を高め、独創的なアイデアを尊重する意識を育てるため、知的財産教育用教材を利用した児童・生徒向けセミナー（出張授業）を全国で130回開催した。また、教職員に求められる知的財産権全般の知識、教材の利用方法の享受を目的とした教職員及び教育関係者向けのセミナーを全国で13回開催した。